

## 第5回福祉部会における主な意見（概要）

（注）委員の発言を事務局でとりまとめたものである。

### 1. 「地域公益活動」の義務化について

- 規制改革実施計画では、すべての社会福祉法人に対し、社会貢献活動の実施を義務付けるとされているが、余裕資金がある法人が「地域公益活動」を行うこととすべき。また、義務化に当たっては、経過期間が必要である。
- 「地域公益活動」については、余裕財産の有無にかかわらず、社会福祉法人の本来的取組として行うべき。
- 社会福祉法人の培ってきた地域とのネットワークやノウハウなど、金銭以外の見えざる資産を活用すれば、お金を使わないで「地域公益活動」を行うことは可能ではないか。
- 「地域公益活動」に充てる資産は、余裕財産だけを意味するものではなく、広義の資産として、技術、職員、まちづくりの機能が含まれる。
- 「地域公益活動」の義務化は慎重に検討すべき。
- 「地域公益活動」の義務付けをするに当たっては、経営自治権を侵さないように配慮すべき。
- 「地域公益活動」を単独で行うことが困難な小規模の法人が、協働で資金や人材を融通できる仕組み作るべき。
- 余裕財産を明らかにする際に、経営の視点から将来のリスクを見込むのは当然。
- 措置費の場合は、公益事業への使用に制限があり、非常に硬直的な制度である。

### 2. 「地域公益活動」のニーズ把握の方法について

- 地域ケア会議や地域福祉計画の中に「地域公益活動」に期待する領域を定め、行政レベルで地域ニーズを把握し、そのニーズを基に個々の社会福祉法人が地域密着型の運営推進会議のような仕組みにより具体的な実施計画を定める、二段構えの手法が効率的であると考えます。
- 運営協議会など地域ニーズを把握する仕組みを作り、その中で必要とされた活動の中から社会福祉法人が行う活動を選ぶようにすべきである。
- 地区社協や協議会などを活用し、「地域公益活動」の内容を地域で決める仕組みを作るべき。行政単独の判断は硬直的になる可能性が高いため、行政は決定主体の一部にとどまるべき。
- 市の立場からは、社会福祉事業は市域を超えるものがあり市町村の計画だけでなく広域的な検討ができる仕組みが必要と考える。
- それぞれの「地域公益活動」には専門性があり一市町村の協議会で対応できない場合も考えられるので、その際の対応も検討すべき。

- 地域福祉計画や地域包括ケア計画など地域の様々な計画とリンクするための仕組み作りが必要である。
- 社会福祉法上、社会福祉法人は、社会福祉協議会の構成員と定められていることから、「地域公益活動」の地域ニーズを把握する際には、社会福祉協議会を活用することが想定される。
- 地域における福祉ニーズの把握に当たり、地域福祉計画の活用が考えられるが、社会福祉法上、地域福祉計画を策定する際は、「社会福祉を目的とする事業を営業者」の意見を反映させることとされており、社会福祉法人は、計画の策定に積極的に参画することが必要である。

### **3. 「地域公益活動」の範囲について**

- 「地域公益活動」は、福祉と関係が深い活動が主となるべき。
- サロン活動や見守り支援などのボランティア活動をどのように「地域公益活動」の中で位置づけていくかについて議論すべき。
- 地域崩壊の危機にある現代においては、狭い意味での福祉にとらわれる必要はない。
- 「地域公益活動」を現行の社会福祉事業にあてはめると制度の枠からはみ出るので、フレキシビリティのある事業を新たに第二種社会福祉事業として位置づけ、地域で判断する仕組みを作るべきではないか。
- 「地域公益活動」については、社会福祉事業の延長線上にある活動と制度の枠にとどまらない新しい取組みとに整理し、その分類に基づいて行政の関与の在り方を考えるべき。